



**原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等**  
(平成25年1月4日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	大豆	二戸市(旧鶴清水村の区域に限る。)
穀類	ソバ	盛岡市(旧洪民村の区域に限る。)及び一関市(旧大原町の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	マダラ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	ウグイ	氣仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
宮城県	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡町、色麻町、加美町、南三陸町	
タケノコ	白石市、栗原市、丸森町	
キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市	
くさそてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町	
こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町	
ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町	
大豆	栗原市(旧金成村の区域に限る。)	
穀類	栗原市(旧金成村の区域に限る。)、大崎市(旧一栗村の区域に限る。)	
水産物	ヒガシフグ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	クロダイ	
	スズキ	
	マダラ (1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イカレイ	
	コモンカスペ	
	シロメハラ	
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町
	原本ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(ごみ) (野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
水産物	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成25年1月4日 現在)

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	埼玉町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原本シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原本シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町







原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成25年1月4日現在

栃木県		出荷制限	
ホウレンソウ	H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21~4.27解除: 全域		
カキナ	H24.8.2~: 日光市、真岡市、那須塩原市、鎌子町、那珂川町 H24.8.7~: 鹿沼市 H24.8.12~: 大田原市 H24.8.12~: 常陸大宮市 H24.8.20~: 那須塩原市 H24.10.10~: 塙谷町 H24.10.12~: 那須烏山市 H24.8.5.1~: 那須塩原市、那須町 H24.8.7~: 日光市、大田原市 H24.8.13~: 矢板市		
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 大田原市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11~: 大田原市、日光市、鎌子町 H24.4.12~: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13~: 那須町、壬生町 H24.4.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 芳賀町、那須町 H24.4.12~: 大田原市 H24.5.29~: さくら市 H24.6.28~: 真沼市 H24.6.29~: 壬生町 H24.11.29~: 日光市 H24.11.7~: 鹿沼市、矢板市 H24.11.8~: 大田原市、那須塩原市 H24.11.14~: 足利市、佐野市、鹿沼市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.15~: 佐野市 H24.11.16~: 境谷町 H24.11.17~: 那須塩原市、日光市 H24.11.18~: 鹿沼市、矢板市 H24.11.19~: 那須烏山市 H24.12.11~: 大田原市 H24.8.1~: 大田原市、那須町 H24.8.2~: 那須塩原市 H24.8.1~: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.8.2~: 宇都宮市、那須塩原市(野生のものに限る。) H24.8.7~: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.8.15~: さくら市(野生のものに限る。) H24.8.1~: 宇都宮市、日光市 H24.8.14~: 那須塩原市 H24.8.18~: 大田原市 H24.8.7~: 日光市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27~: 大田原市、矢板市 H24.8.1~: 那須町 H24.8.1~: 鹿沼市 H24.8.1~: 佐野市 H24.8.1~: 那須塩原市 H24.11.12~: 那須川町 H24.11.19~: 那須烏山市 H24.12.11~: 大田原市 (△そてつ(こごみ)(野生のものに限る。) H24.8.1~: 大田原市、那須町 H24.8.2~: 那須塩原市 H24.8.1~: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.8.2~: 宇都宮市、那須塩原市(野生のものに限る。) H24.8.7~: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.8.15~: さくら市(野生のものに限る。) H24.8.1~: 宇都宮市、日光市 H24.8.14~: 那須塩原市 H24.8.18~: 大田原市 H24.8.7~: 日光市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27~: 大田原市、矢板市 H24.8.1~: 那須町 H24.8.1~: 鹿沼市 H24.8.1~: 佐野市 H24.8.1~: 那須塩原市、鹿沼市 H24.8.14~: 那須塩原市、那須町 H24.8.19~: 大田原市 H24.8.10~: 鹿沼県内の茅島湖周辺のうち日光市長野町内の北側(支流を含む)、ただし、鹿沼川との合流点から下流の部分に限る。 H24.8.10~: 水戸川(支流を含む。) H24.8.20~: 鹿沼県内の茅島湖周辺のうち日光市長野町内の北側(支流を含む。) H24.8.7~: 武蔵川(支流を含む。)及び鹿沼県内の那須川のうち武蔵川との合流点の上流(支流を含む)。ただし、塙谷ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.30~H24.5.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、芦井川及びその支流を除く。 H24.5.30~H24.5.28解除: 芦井川(支流を含む。) H23.8.2~: 全域 H23.12.5~: 全域 H23.12.2~: 全域 H23.8.2~: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8~H24.6.1解除: 栃木市		
群馬県		出荷制限	
ホウレンソウ	H23.3.21~4.9解除: 全域		
カキナ	H23.3.21~4.9解除: 全域		
農産物	H24.9.25~: 那須市、東吾妻町、塙谷村 H24.10.10~: 高山村 H24.10.18~: 安中市 H24.10.23~: 長野原町 H24.11.13~: みなかみ町		
水産物	ヤマメ(稚魚を除く。) イワナ(稚魚を除く。) ウグイ(稚魚を除く。)	H24.8.10~: 鹿沼県内の茅島湖周辺のうち日光市長野町内の北側(支流を含む)、ただし、鹿沼川との合流点から下流の部分に限る。 H24.8.10~: 水戸川(支流を含む。) H24.8.20~: 鹿沼県内の茅島湖周辺のうち日光市長野町内の北側(支流を含む。) H24.8.7~: 武蔵川(支流を含む。)及び鹿沼県内の那須川のうち武蔵川との合流点の上流(支流を含む)。ただし、塙谷ダムの上流及びその支流を除く。)	
肉	牛の肉 イノシシの肉 シカの肉	H23.8.2~: 全域 H23.12.5~: 全域 H23.12.2~: 全域	
その他	茶	H23.8.2~: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8~H24.6.1解除: 栃木市	
埼玉県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16~: 鹿沼町、皆野町 H24.10.29~: ときがわ町 H24.11.5~: 鹿沼町	
千葉県		出荷制限	
ホウレンソウ ショウギク、テンゲンサイ、サンチュ セリ	H23.4.4~4.22解除: 塙市、香取市、多古町 H23.4.4~4.22解除: 塙市 H23.4.4~4.22解除: 塙市 H23.4.4~4.22解除: 塙市		
農産物	タケノコ	H24.4.5~: 千葉県、木更津市 H24.4.5~: 千葉県、我孫子市 H24.4.11~: 印西市、白井市、八千代市 H24.4.12~: 船橋市 H24.4.18~: 芦山町 H23.10.11~: 美浜市、君津市 H23.11.19~: 道明市 H23.12.22~: 佐倉市 H24.2.23~: 印西市 H24.4.10~: 白井市 H24.4.19~: 千葉市、八千代市 H24.5.19~: 山武市 H24.11.14~: 富津市 H24.11.14~: 富津市 H24.11.14~: 富津市	
水産物	キンブナ	H24.7.19~: 幸賀沼及び半賀沼に流入する河川(支流を含む。)、半賀川(支流を含む。)	
肉	イノシシの肉	H24.11.5~: 全域	
その他	茶	H23.8.2~: 成田市 H23.8.2~4.21解除: 大網白里町 H23.7.4~H24.5.21解除: 勝浦市 H23.8.2~H24.3.25解除: 八街市 H23.8.2~H24.3.26解除: 野田市、富津市、山武市	
静岡県		出荷制限	
肉	カマの肉	H24.11.5~: 全域(佐藤市及び御島崎村を除く。)	
山梨県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20~: 鹿児井町、御代田町 H24.10.1~: 小海町、南牧村 H24.10.11~: 佐久市	
静岡県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5~: 鹿嶺町市、小山町	

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

## (参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成25年1月4日現在

福島県		摂取制限
<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>		
		H23.3.23～4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、鳴川村、中島村、飯川村 H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、磐梯町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、湯川村、昭和村、鶴枝坂村 H23.3.23～5.25解除：新地町・相馬市・南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字枯木森、原町区高倉字七曲)、及じ大玉村 H23.3.23～6.1解除：郡山市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、大玉村
<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>		
野菜		H23.3.23～4.21解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、磐梯町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、湯川村、昭和村、北塩原村、湯川村、昭和村、鶴枝坂村 H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、鶴巣町、只見町、鳴川村、中島村、鶴巣村 H23.3.23～5.25解除：新地町・相馬市・南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字枯木森、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲)、及じ大玉村 H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、鳴川村、泉崎村、中島村、飯川村 H23.3.23～5.4解除：いわき市
アブラナ科の花菜類(キャベツ等)		H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：金津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、金津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、鶴枝坂村、只見町 H23.3.23～6.15解除：新地町・相馬市・南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字枯木森、原町区高倉字七曲)、及じ大玉村 H23.3.23～10.29解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
原木しいたけ(露地)		H23.4.13～：磐梯町 H23.9.8～：福島市、磐倉町
キノコ類(野生のもの)に限る。)		H23.9.15～：いわき市、磐倉町
水産物		H23.9.20～：磐根裏市 H23.4.20～全城 H24.6.22解除： H24.3.29～：新田川支流を含む。)
肉		H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、磐倉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛糸村、磐倉村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

\* ■の箇所は採取制限の対象